

例1:令和6年4月の標準生計費に基づいたものかつ65歳一人暮らし平均年金受給額月5.5万円のみの場合
※参考資料「令和6年入居届告知」https://www.jinji.go.jp/content/000005222.pdf 審査の都度最新の情報を確認してください。

申請対象者の月度生計費を算出し、仕送り金額が月度生計費に対し「主たる生計維持者」の基準を満たすか確認してください。
 ※扶養認定における生計費は、一般的な生活を維持するための必需品への支出に限りません(贅沢品は対象外)
 ※月度・季節によって変動するものは1年分×12で換算 ※公共料金など世帯単位で発生するものは世帯人数割で算出

| | | | | | | | |
|-----|--------------------------------------|--------|---|--|--------------------------------|---------|---|
| 月 | 食料費 | 32,960 | 円 | 雑費 I | 保険医療費 交通・通信費 教育費 教養娯楽 | 24,220 | 円 |
| 度 | 被覆・雑物費 | 5,970 | 円 | 雑費 II | 上記以外の消費支出 (諸雑費・理美容費など) | 10,610 | 円 |
| 生計費 | 住居費(地代・家賃等) 水道光熱費 家具・家事用品(日用品) | 45,350 | 円 | 合計 (食料費+被覆・雑物費+住居関係費計+雑費 I 計+雑費 II 計) | | 119,110 | 円 |

●毎月の仕送り額 > A月別生活費×1/2
 100,000 > 59,555

①仕送り額が別居被扶養者の収入額を上回っている
 ●毎月の仕送り額 ×12か月 = 120万 > 別居被扶養者の年間収入 5.5万×12か月 = 66万

②仕送り額が別居被扶養者の生計費×1/2を上回っている
 ●1年間の仕送り合計額 > 別居被扶養者の年間生活費(A×12) × 1/2
 1,200,000 > 1,429,320

【別居送金計画書】
 今後1年間の送金計画を教えてください。

| | |
|-------------|-----------|
| ◆1年間の仕送り合計額 | 1,200,000 |
|-------------|-----------|

| | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|---------|---------|
| R 7年1月 | 100,000 | R 7年5月 | 100,000 | R 7年9月 | 100,000 |
| R 7年2月 | 100,000 | R 7年6月 | 100,000 | R 7年10月 | 100,000 |
| R 7年3月 | 100,000 | R 7年7月 | 100,000 | R 7年11月 | 100,000 |
| R 7年4月 | 100,000 | R 7年8月 | 100,000 | R 7年12月 | 100,000 |

●確認ポイント
 主たる生計維持者とは、生活費の半分以上を負担していることとなるためこの119,110円の半分以上を負担していれば「主たる生計維持者」と言えます。

●確認ポイント
 ✓月別生活費119,110円に対して半分以上の10万円を仕送りしている
 ✓別居被扶養者の月額収入5.5万円以上の仕送りがされている
 ✓1年間の仕送り額(120万円) > 別居被扶養者の年間生活費の半分(714,660円)が成り立っている

●確認ポイント
 ✓定期的な送金計画であるか

例2:令和6年4月の標準生計費に基づいたものかつ別居被扶養者の年齢が45歳で年間収入が96万円の場合
※参考資料「令和6年入居届告知」https://www.jinji.go.jp/content/000005222.pdf 審査の都度最新の情報を確認してください。

申請対象者の月度生計費を算出し、仕送り金額が月度生計費に対し「主たる生計維持者」の基準を満たすか確認してください。
 ※扶養認定における生計費は、一般的な生活を維持するための必需品への支出に限りません(贅沢品は対象外)
 ※月度・季節によって変動するものは1年分×12で換算 ※公共料金など世帯単位で発生するものは世帯人数割で算出

| | | | | | | | |
|-----|--------------------------------------|--------|---|--|--------------------------------|---------|---|
| 月 | 食料費 | 32,960 | 円 | 雑費 I | 保険医療費 交通・通信費 教育費 教養娯楽 | 24,220 | 円 |
| 度 | 被覆・雑物費 | 5,970 | 円 | 雑費 II | 上記以外の消費支出 (諸雑費・理美容費など) | 10,610 | 円 |
| 生計費 | 住居費(地代・家賃等) 水道光熱費 家具・家事用品(日用品) | 45,350 | 円 | 合計 (食料費+被覆・雑物費+住居関係費計+雑費 I 計+雑費 II 計) | | 119,110 | 円 |

●毎月の仕送り額 > A月別生活費×1/2
 100,000 > 59,555

①仕送り額が別居被扶養者の収入額を上回っている
 ●毎月の仕送り額 ×12か月 = 120万 > 別居被扶養者の年間収入 8万×12か月 = 96万

②仕送り額が別居被扶養者の生計費×1/2を上回っている
 ●1年間の仕送り合計額 > 別居被扶養者の年間生活費(A×12) × 1/2
 1,200,000 > 1,429,320

【別居送金計画書】
 今後1年間の送金計画を教えてください。

| | |
|-------------|-----------|
| ◆1年間の仕送り合計額 | 1,200,000 |
|-------------|-----------|

| | | | | | |
|--------|---------|--------|---------------|---------|---------|
| R 7年1月 | 100,000 | R 7年5月 | 200,000 | R 7年9月 | 0 |
| R 7年2月 | 0 | R 7年6月 | 0 | R 7年10月 | 0 |
| R 7年3月 | 200,000 | R 7年7月 | 200,000 | R 7年11月 | 0 |
| R 7年4月 | 0 | R 7年8月 | (手渡しで400,000) | R 7年12月 | 100,000 |

●確認ポイント
 主たる生計維持者とは、生活費の半分以上を負担していることとなるためこの119,110円の半分以上を負担していれば「主たる生計維持者」と言えます。

●確認ポイント
 ✓月別生活費119,110円に対して半分以上の10万円を仕送りしている
 ✓別居被扶養者の月額収入8万円以上の仕送りがされている
 ✓1年間の仕送り額(120万円) > 別居被扶養者の年間生活費の半分(714,660円)が成り立っている

●確認ポイント
 おおむね定期的な送金計画ではあるが、一部送金の事実が確認できない手渡しや、まとめた送金になるため手渡しを客観的に確認できる方法での送金に変更いただき、まとめてではなく直近のように2か月に1度などの定期的かつ継続的な送金計画をお願いします。

例3:令和6年4月の標準生計費に基づいたものかつ別居被扶養者の年齢が45歳で年間収入が120万円の場合
※参考資料「令和6年入居届告知」https://www.jinji.go.jp/content/000005222.pdf 審査の都度最新の情報を確認してください。

申請対象者の月度生計費を算出し、仕送り金額が月度生計費に対し「主たる生計維持者」の基準を満たすか確認してください。
 ※扶養認定における生計費は、一般的な生活を維持するための必需品への支出に限りません(贅沢品は対象外)
 ※月度・季節によって変動するものは1年分×12で換算 ※公共料金など世帯単位で発生するものは世帯人数割で算出

| | | | | | | | |
|-----|--------------------------------------|--------|---|--|--------------------------------|---------|---|
| 月 | 食料費 | 32,960 | 円 | 雑費 I | 保険医療費 交通・通信費 教育費 教養娯楽 | 24,220 | 円 |
| 度 | 被覆・雑物費 | 5,970 | 円 | 雑費 II | 上記以外の消費支出 (諸雑費・理美容費など) | 10,610 | 円 |
| 生計費 | 住居費(地代・家賃等) 水道光熱費 家具・家事用品(日用品) | 45,350 | 円 | 合計 (食料費+被覆・雑物費+住居関係費計+雑費 I 計+雑費 II 計) | | 119,110 | 円 |

●毎月の仕送り額 > A月別生活費×1/2
 100,000 > 59,555

①仕送り額が別居被扶養者の収入額を上回っている
 ●毎月の仕送り額 ×12か月 = 120万 > 別居被扶養者の年間収入 10万×12か月 = 120万

②仕送り額が別居被扶養者の生計費×1/2を上回っている
 ●1年間の仕送り合計額 > 別居被扶養者の年間生活費(A×12) × 1/2
 1,200,000 > 1,429,320

【別居送金計画書】
 今後1年間の送金計画を教えてください。

| | |
|-------------|-----------|
| ◆1年間の仕送り合計額 | 1,200,000 |
|-------------|-----------|

●確認ポイント
 主たる生計維持者とは、生活費の半分以上を負担していることとなるためこの119,110円の半分以上を負担していれば「主たる生計維持者」と言えます。

●確認ポイント
 ✓月別生活費119,110円に対して半分以上の10万円を仕送りしている
 ✗別居被扶養者の月額収入10万円以上の仕送りがされていないため
 ①仕送り額が別居被扶養者の収入額を上回っているが成り立たない
 ✓1年間の仕送り額(120万円) > 別居被扶養者の年間生活費の半分(714,660円)が成り立っている

●確認ポイント
 定期的かつ継続的とは認められないため、認定できません。

○改善ポイント
 定期的な送金計画をご検討ください

●確認ポイント
 世帯分離しているため別世帯だが、生活の実態は同居。年金が少ないため食費や住宅費、雑費などで1年で約84万円は使っています。合計で120万円です。

○改善ポイント
 定期的な送金計画をご検討ください

例4:令和6年4月の標準生計費に基づいたものかつ65歳一人暮らし平均年金受給額月2.5万円のみの場合
※参考資料「令和6年入居届告知」https://www.jinji.go.jp/content/000005222.pdf 審査の都度最新の情報を確認してください。

申請対象者の月度生計費を算出し、仕送り金額が月度生計費に対し「主たる生計維持者」の基準を満たすか確認してください。
 ※扶養認定における生計費は、一般的な生活を維持するための必需品への支出に限りません(贅沢品は対象外)
 ※月度・季節によって変動するものは1年分×12で換算 ※公共料金など世帯単位で発生するものは世帯人数割で算出

| | | | | | | | |
|-----|--------------------------------------|--------|---|--|--------------------------------|---------|---|
| 月 | 食料費 | 32,960 | 円 | 雑費 I | 保険医療費 交通・通信費 教育費 教養娯楽 | 24,220 | 円 |
| 度 | 被覆・雑物費 | 5,970 | 円 | 雑費 II | 上記以外の消費支出 (諸雑費・理美容費など) | 10,610 | 円 |
| 生計費 | 住居費(地代・家賃等) 水道光熱費 家具・家事用品(日用品) | 45,350 | 円 | 合計 (食料費+被覆・雑物費+住居関係費計+雑費 I 計+雑費 II 計) | | 119,110 | 円 |

●毎月の仕送り額 > A月別生活費×1/2
 30,000 > 59,555

①仕送り額が別居被扶養者の収入額を上回っている
 ●毎月の仕送り額 ×12か月 = 36万 > 別居被扶養者の年間収入 2.5万×12か月 = 30万

②仕送り額が別居被扶養者の生計費×1/2を上回っている
 ●1年間の仕送り合計額 > 別居被扶養者の年間生活費(A×12) × 1/2
 480,000 > 1,429,320

【別居送金計画書】
 今後1年間の送金計画を教えてください。

| | |
|-------------|---------|
| ◆1年間の仕送り合計額 | 360,000 |
|-------------|---------|

| | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|---------|---------|
| R 8年1月 | 100,000 | R 8年5月 | 100,000 | R 7年9月 | 100,000 |
| R 8年2月 | 100,000 | R 7年6月 | 100,000 | R 7年10月 | 100,000 |
| R 8年3月 | 100,000 | R 7年7月 | 100,000 | R 7年11月 | 100,000 |
| R 8年4月 | 100,000 | R 7年8月 | 100,000 | R 7年12月 | 100,000 |

●確認ポイント
 主たる生計維持者とは、生活費の半分以上を負担していることとなるためこの119,110円の半分以上を負担していれば「主たる生計維持者」と言えます。

●確認ポイント
 ✗月別生活費119,110円に対して半分以上の仕送りがされていないため「主たる生計維持者」とはいえない
 ✓別居被扶養者の月額収入2.5万円以上の仕送りがされている
 ✗1年間の仕送り額(48万円) > 別居被扶養者の年間生活費の半分(714,660円)が成り立っていない

●確認ポイント
 客観的に認められる書類がないため、認定できません。

○改善ポイント
 定期的な送金計画をご検討ください